

私立学校経常費補助金交付要綱

昭和 5 3 年 7 月 3 日
5 3 総学一第 1 9 8 号
総 務 局 長 決 定

第 1 通則

この要綱は、東京都私立学校教育助成条例（昭和 5 3 年東京都条例第 1 0 号。以下「条例」という。）及び東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和 5 3 年東京都規則第 8 2 号。以下「規則」という。）に基づき、私立学校の経常的経費に対する補助金（以下「経常費補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 趣旨

この経常費補助金は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園（以下「私立学校」という。）の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、学校法人等に対して交付するものとする。

第 3 補助の種類

この要綱で定める補助の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 私立高等学校経常費補助
- (2) 私立中学校経常費補助
- (3) 私立小学校経常費補助
- (4) 私立幼稚園経常費補助

第 4 補助の対象となる学校

- 1 この補助の対象は、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）の 5 月 1 日現在児童等が在籍する以下の私立学校とする。
 - (1) 学校法人により設置された高等学校、中学校、小学校及び幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条に定める施設を除く。）
 - (2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）附則第 6 条の規定により設置された私立の幼稚園であって、学校法人化事業計画書（以下「計画書」という。）を別に定める日までに提出し、知事が当該幼稚園が学校法人によって設置されるよう措置することが適当であると認定したもの（以下「学校法人化志向幼稚園」という。）
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

第5 補助対象経費

私立高等学校、中学校、小学校及び幼稚園經常費補助の補助対象経費は、第4 1に定める私立学校の運営に要する経常的経費で、東京都学校法人会計基準の処理標準（昭和56年11月2日付56総学二第284号東京都総務局学事部長通知）による支出科目のうち、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

(1) 私立高等学校、中学校及び小学校經常費補助の補助対象経費

ア 人件費支出

教員人件費支出及び職員人件費支出

イ 教育研究経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出（土地及び建物に対するものを除く。）、公租公課支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出及び生徒活動補助金支出

ウ 管理経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出及び修繕費支出

エ 設備関係支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出及び図書支出

(2) 私立幼稚園經常費補助の補助対象経費

ア 人件費支出

本務教員人件費支出及び本務職員人件費支出

イ 教育研究経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、研究費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出（土地及び建物に対するものを除く。）、公租公課支出、行事費支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出及び生徒活動補助金支出

ウ 管理経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出及び修繕費支出

エ 設備関係支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出及び図書支出

第6 学種別經常費補助金の額の算定

1 私立高等学校、中学校及び小学校經常費補助

私立高等学校、中学校及び小学校經常費補助金は、学校数、学級数、教職員数及び生徒数に応じて補助する一般補助と、特別の目的のために補助する特別補助に分けて、次に定めるところにより算定する。

(1) 一般補助

学校別交付額の算定方法は、補助標準額に評価係数を乗じて算定する。

ア 補助標準額

補助標準額は、学校割、学級割、教職員割及び生徒割のそれぞれの補助単価に、各学校の基礎数値を乗じて算出する。

イ 補助単価

補助単価は、別に定める。ただし、学校割単価については、別に定める規模に応じて、中規模校を1.0として小規模校を0.8、大規模校を1.2とし、学級割単価及び生徒割単価については、普通科等を1.0として、工業に関する学科を2.0、商業に関する学科を1.2、家庭に関する学科及び看護に関する学科並びに音楽科、美術科、デザイン科、体育科及び演劇科を1.5とする補正を行う。

ウ 基礎数値

基礎数値は、学級数、標準教職員数及び生徒数を用いることとし、それぞれ交付年度の5月1日現在の数値とする。ただし、次に掲げる調整を行う。

(ア) 標準教職員数

標準教職員数は、高等学校については公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）、中学校及び小学校については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）に定める方法により算出する。ただし、本務教職員数が標準教職員数の80パーセントを下回る学校については、標準教職員数の調整を行う。

なお、本務教職員数が補助対象教職員数を下回る場合の差分の人数については教職員割単価の2分の1の額を適用する。

(イ) 生徒数

定員内実員とする。ただし、高等学校については、学科別定員内実員とする。

エ 本務教職員

本務教職員は、第4に定める補助の対象となる私立学校のいずれか一つの学校に正規の教員又は職員として雇用され、当該学校法人が加入している私立学校共済組合等に参加している者で、次に掲げる職にあるものとする。ただし、休職等により当該学校法人から給与の一定割合（給与規程上の支給割合が2割以上）の支給を受けていない者は除くものとする。

(ア) 校長

学校に1週間当たり5日（定時制にあつては4日）以上勤務する者

(イ) 教頭

学校に1週間当たり5日（定時制にあつては4日）以上勤務する者

(ウ) 教員（教諭及び助教諭）

学校に1週間当たり5日（定時制にあつては4日）以上勤務し、当該学種の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者

(エ) 事務職員

学校に1週間当たり5日以上勤務し、学校の事務に従事する者（図書室勤務の職員、栄養士及び養護をつかさどる職員を含む。）

(オ) 実習助手

学校に1週間当たり5日以上勤務し、実験又は実習について教員の職務を助ける者

(カ) 現業職員等

学校に1週間当たり5日以上勤務し、学校の用務等に従事する者

オ 評価係数

評価係数は、別表1により評価項目について各学校を評価し、100から評価点の合計を減じ、それを100で除した数とする。ただし、評価係数の下限は0.7とする。

また、特別の事情がある場合には、評価係数を調整する。

(2) 特別補助

学校別交付額の算定方法は、次に掲げる補助項目の額を合計して算定する。

ア 授業料減免制度

次の(ア)及び(イ)の補助ごとに定める要件を備えている場合において、別に定める額をそれぞれ補助する。

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

- a 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。
- b 当該制度について、生徒及びその保護者等に対し、文書等（入学案内、募集要項等）により周知していること。

(イ) 授業料減免補助

- a 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。
- b 当該制度について、生徒及びその保護者等に対し、文書等（入学案内、募集要項等）により周知していること。
- c 交付年度の前年度に授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金を減免していること。

イ 教育環境維持向上補助

私立高等学校において、広く都民の生徒を対象に、より良い教育環境の提供を奨励し、私学教育の向上を図るため、交付年度の5月1日現在の都内在住生徒数の規模に応じて別に定める額を補助する。

ウ 国際化推進補助

私立高等学校等において、国際理解教育を推進するため、次に掲げる項目について算定し補助する。

(ア) 外国人教員及び助手の採用

私立高等学校・中学校・小学校で、交付年度の5月1日現在において外国人教員及び外国人助手で、ネイティブ・スピーカーとして外国語の教授を担当してい

る教員又は当該教員の職務を助ける職員を本務教職員として雇用している場合、その該当人数に別に定める補助単価を乗じて得た額とする。

(イ) 帰国子女等の受入れ

私立高等学校・中学校・小学校で、交付年度の５月１日現在において下記の要件に該当する児童又は生徒を受け入れている場合、その受入人数に別に定める補助単価を乗じて得た額とする。

- a 海外に在留していた者を保護者とする児童又は生徒及び現在海外に在留している者を保護者とする児童又は生徒で引き続き１年を超える期間保護者の海外在留に伴うため海外に在留していた日本国籍の児童又は生徒。ただし、帰国後３年以内の者に限る。
- b 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第２条第１項に定める中国残留邦人等である児童又は生徒

(ウ) 外国語科教員海外派遣研修制度整備促進補助

私立高等学校・中学校で、次の要件を備えている場合において、別に定める額を補助する。

- a 交付年度に、原則８週間程度の研修制度を有していること。
- b 学校の職務として派遣する研修制度であること。
- c 英語を母語又は公用語とする国に派遣する研修制度であること。

(エ) 海外留学制度整備促進補助

私立高等学校において、次の要件を備えている場合において、別に定める額を補助する。

- a 交付年度に、学校が主催するおおむね３か月以上の長期留学制度を有していること。
- b 当該制度について、交付年度に生徒に対して文書等により周知（募集）すること。

(オ) 海外留学に伴う授業料減免補助

私立高等学校で、次の要件を備えている場合において、別に定める額を補助する。

- a 学校が主催するおおむね３か月以上の長期留学制度を利用した留学中の授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。
- b 当該制度について、生徒及びその保護者等に対し、文書等（入学案内、募集要項等）により周知していること。
- c 交付年度の前年度に、当該制度により授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金を減免していること。
- d 当該制度により授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の減免又は授業料に相当する額の全部若しくは一部の支給を行った生徒が、公益財団法人東京都私学財団で実施している「私立高等学校海外留学推進助成事業」の補助対象であること。

エ 40人学級編制推進補助

私立高等学校・中学校・小学校の交付年度当初における学級編制において、実学級における実生徒数が40人以下の場合は、40人以下の学級数に別に定める補助単価を乗じて得た額とする。

オ 生徒指導の充実補助

私立高等学校・中学校・小学校で、生徒指導の充実を図るための適切な人員の配置がなされている場合には、次に掲げる事項について算定し補助する。

(ア) スクールカウンセラーの配置

私立高等学校・中学校・小学校で、医師、臨床心理士の資格を有する者又は児童生徒の臨床心理に関する高度な専門知識・経験を有する大学及び大学院における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（非常勤を除く。）、助教の職にある者又はそれらの職にあった者を、生徒へのカウンセリングを担当する者として配置している場合には、別に定める額とする。

カ 生徒等の安全対策推進補助

私立高等学校・中学校・小学校で、生徒等の安全を確保するための取組を行っている場合には、次に掲げる事項について算定し補助する。

(ア) 安全対応能力向上の取組

私立高等学校・中学校・小学校で、防犯対策の充実及び大地震を想定した防災対策を図るため次の要件を備えている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

- a 危機管理マニュアルを策定していること。
- b 防犯及び防災研修・訓練等の教職員の安全対応能力の向上の取組を年1回以上行っていること。
- c 防犯及び防災研修・訓練等の生徒等の安全対応能力の向上の取組を年1回以上行っていること。

(イ) 事故対応能力向上の取組

私立高等学校・中学校・小学校で、学校内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、教職員を対象とするAED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの事故対応能力向上の取組を年1回以上行っている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

キ 体験学習等特色ある教育の取組補助

私立高等学校・中学校・小学校で、様々な体験を通して、将来の職業を考えるきっかけとするとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に、体験学習等特色ある教育を学校の授業の中で推進している場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、職場体験等の取組事業数に別に定める補助単価を乗じて得た額とする。ただし、取組事業数は、最大5事業までとする。

2 私立幼稚園経常費補助

私立幼稚園経常費補助金は、幼稚園数、学級数、本務教職員数及び幼児数に応じて補助する一般補助と、特別の目的のために補助する特別補助に分けて、次に定めるところにより算定する。

(1) 一般補助

幼稚園別交付額の算定方法は、補助標準額に評価係数を乗じて算定する。

ア 補助標準額

補助標準額は、幼稚園割、学級割、本務教職員割及び幼児割のそれぞれの補助単価に、各幼稚園の基礎数値を乗じて算出する。

イ 補助単価

補助単価は、別に定める。

ウ 基礎数値

学級数、本務教職員数及び幼児数を用いることとし、それぞれ交付年度の5月1日現在の数値とする。ただし、本務教職員数については、別に定める基準を上限とする。

なお、幼児数については、定員内実員とする。

エ 本務教職員

本務教職員は、1 (1)エとする。ただし、校長については園長と読み替えるものとする。

オ 評価係数

評価係数は、別表2により評価項目について各幼稚園を評価し、100から評価点の合計を減じ、それを100で除した数とする。ただし、評価係数の下限は0.7とする。

また、特別の事情がある場合には、評価係数を調整する。

(2) 特別補助

幼稚園別交付額の算定方法は、次に掲げる補助項目の額を合計して算定する。

ア 地域教育事業補助

交付年度において幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、別に定める額とする。

イ 授業料減免制度

次の(ア)及び(イ)の補助ごとに定める要件を備えている場合において、別に定める額をそれぞれ補助する。

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

a 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。

b 当該制度について、生徒及びその保護者に対し、文書等（入学案内、募集要項等）により周知していること。

(イ) 授業料減免補助

a 家計状況の急変により授業料及び毎年度納付させる園則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。

b 当該制度について、生徒及びその保護者に対し、文書等（入学案内、募集要項等）により周知していること。

- c 交付年度の前年度に授業料及び毎年度納付させる園則上のその他の納付金を減免していること。

ウ 3才児就園促進補助

交付年度の4月1日から5月1日までに満3才になる幼児及び当該年度中に満4才になる幼児の数に、別に定める補助単価を乗じて得た額とする。

エ 満3才児の受入れ補助

満3才児の募集定員を設定し、交付年度の前年度に満3才児の受入れ実績があった場合には、別に定める額を補助する。

オ ティーム保育推進補助

私立幼稚園で、ティーム保育など多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図るための適切な教職員の配置がなされている場合には、学校規模に応じて別に定める額とする。

カ 生徒等の安全対策推進補助

私立幼稚園で、幼児等の安全を確保するための取組を行っている場合には、次に掲げる事項について算定し補助する。

(ア) 安全対応能力向上の取組

私立幼稚園で、防犯対策の充実及び大地震を想定した防災対策を図るため次の要件を備えている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

- a 危機管理マニュアルを策定していること。
- b 防犯及び防災研修・訓練等の教職員の安全対応能力の向上の取組を年1回以上行っていること。

(イ) 事故対応能力向上の取組

私立幼稚園で、園内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、教職員を対象とするAED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの事故対応能力向上の取組を年1回以上行っている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

キ 保育体験の受入れ補助

私立幼稚園で、東京都内の高等学校又は中学校に通う生徒が幼稚園児とのふれあいや保育体験を通して、家庭生活や親の役割などについて理解を深め、豊かなものの見方や考え方を醸成することを目的に、保育体験を積極的に受け入れている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

第6の2 経常費補助金の交付の時期

経常費補助金の交付に当たっては、当該年度の8月31日までに、前年度経常費補助額の1割相当額を交付するものとし、当該年度の12月31日までに当該年度の交付額から既執行額を減じた額を交付するものとする。ただし、特に知事が認める場合はこの限りではない。

なお、幼稚園については8月の交付は行わないものとする。

第7 補助金の使途の指定

私立高等学校・中学校・小学校経常費補助金の執行に当たっては、補助金交付額の1

５パーセント以上を第５(１)イ及びエ、私立幼稚園経常費補助金の執行に当たっては、補助金交付額の１５パーセント以上を第５(２)イ及びエの経費に充てるものとする。ただし、特に知事が認める場合はこの限りではない。

第８ 経常費補助金の増額

私立学校の特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校別交付額を増額して交付することができる。

第９ 経常費補助金の減額等

１ 学校法人又は私立学校が次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応じ、学校別交付額を５割の範囲内で減額して交付することができる。

- (１) 学校教育法、私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）、私立学校振興助成法（昭和５０年法律第６１号）等法令の規定に違反した場合
- (２) 私立学校法第６１条に基づく収益事業の停止命令及び私立学校振興助成法第１２条に基づく業務若しくは会計の報告を徴する等の所轄庁の処分に違反し、又は応じない場合
- (３) 私立学校法により認可された寄附行為に違反した場合
- (４) 東京都からの借入金（利息及び延滞金の支払を含む。）の償還又は公租公課の納付を特別の理由がなく１年以上怠っている場合
- (５) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫している場合
- (６) 学校法人及び私立学校の運営上著しく適正を欠く収入・支出又は財産の運用がある場合
- (７) 教職員の争議行為等により教育・研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
- (８) 役員若しくは教職員の間、若しくはこれらの者の間、又は学校法人若しくは私立学校と近隣住民等の間において、訴訟係属中その他紛争があり、学校法人及び私立学校の運営の適切な執行を期しがたい場合
- (９) 会計処理の不適正、理事会の決議に違背する等業務執行が著しく適正を欠いている場合
- (１０) 助成の申請書等に不実の記載をした場合
- (１１) 助成の目的又は決定の内容、若しくはこれに付した条件に違反した場合

２ 学校法人又は私立学校が１の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく補助金交付目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、交付しないことができる。

第１０ 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする学校法人は、事業計画書、交付申請書、私立学校教育助成金調査表、財務計算に関する書類その他必要とする書類を知事に提出するものとする。

第１１ 交付の決定及び通知

第１０の申請書の提出があったときは、知事はその内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該学校法人に対してその結果を通

知するものとする。

第12 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) この補助事業は、第13に規定する実施期間までに完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業を行う学校法人は、次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合、又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、学校法人は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 学校法人が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、学校法人は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置をとらなければならない。
- (7) 学校法人は、第10及び第14の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (8) 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第42に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第13 補助事業の実施期間

この補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第14 実績報告

学校法人は、この補助金に係る事業の実績報告書を交付年度の翌年度の5月31日までに知事に提出しなければならない。

第15 関係書類等の整備

学校法人は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第16 設備の管理

学校法人は、補助事業により取得した設備を、当該学校法人の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第17 補助金の額の確定

知事は、第14による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校法人に通知する。

第18 是正のための措置

知事は、第17による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第19 決定の取消等

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた学校法人が、次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応じ、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第9 1の各事項の一に該当する場合
 - (2) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (3) 第12(7)に規定する報告を受けた場合
- 2 知事は、この補助金の交付の決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用することができる。

第20 補助金の返還等

- 1 第19の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、学校法人に既に補助金が交付されているときは、学校法人は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 第17の規定により、補助金の額の確定を行った場合において、補助金の額の確定額を超えて補助金が交付されているときは、学校法人は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 3 第19 1(1)及び(2)の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、学校法人は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて、返還を命じた額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 4 知事が、学校法人に対し補助金の返還を命じた場合において、学校法人がこれを指定する期日までに納付しなかったときは、学校法人は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 5 知事は、学校法人に対し補助金の返還を命じ、学校法人が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、学校法人に対して交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

第21 申請の撤回

補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第22 補助金額の端数計算

経常費補助金の算定において、一般補助の各項目の計算によって得た額、補助標準額に評価係数を乗じて得た額及び特別補助の各項目の計算によって得た額について、それぞれ100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

第23 学校法人化志向幼稚園に係る経常費補助の取扱い

- 1 第6 2(1)については、幼稚園の補助標準額に0.7を乗じて算定する。
- 2 第6 2(1)オについては、私立幼稚園経常費補助金の対象となる初年度は、財務状況を除く評価要素で評価を実施し、2年目以降は全評価要素で評価を実施する。
- 3 第9 1(3)については、これを適用しない。
- 4 第9から第12及び第14から第20については、「学校法人」とあるのを、「学校法人化志向幼稚園の設置者」と読み替えるものとする。ただし、第9 1(6)及び(8)については、読替えはないものとする。

第24 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、規則及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和53年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 8 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 9 年度の補助金から適用する。

2 平成 9 年度については、第 6 による別表の評価項目欄中、各学年の学生生徒等納付金の合計額の「3 年度前に対する変動額」は、「平成 8 年度に対する変動額」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。
- 2 平成10年度の第6 1(1)ウ(イ)の標準教職員数については、本務教職員数が標準教職員数の72パーセントを下回る学校について調整するものとする。
- 3 平成10年度については、第6による別表の評価項目欄中、各学年の学生生徒等納付金の合計額の「3年度前に対する変動額」は、「平成8年度に対する変動額」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。
- 2 平成11年度の第6 1(1)ウ(イ)の標準教職員数については、本務教職員数が標準教職員数の74パーセントを下回る学校について調整するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。
- 2 平成12年度の第6 1(1)ウ(イ)の標準教職員数については、本務教職員数が標準教職員数の76パーセントを下回る学校について調整するものとする。
- 3 平成12年度の第6 1(1)ウ(イ)の本務教職員数が補助対象教職員数を下回る場合の差分の人数について適用する単価は、教職員割単価の90パーセントの割合で計算した額とする。
- 4 平成12年度の第6 2(1)ウの基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に0.85を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則 (13生文私振第432号)

- 1 この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。
- 2 平成13年度の第6 1(1)イ 学校割単価については、小規模校0.9、大規模校1.1とし、工業に関する学科に係る学級割単価及び生徒割単価については、2.35の補正とする。
- 3 平成13年度の第6 1(1)ウ(イ)の標準教職員数については、本務教職員数が標準教職員数の78パーセントを下回る学校について調整するものとする。
- 4 平成13年度の第6 1(1)ウ(イ)の本務教職員数が補助対象教職員数を下回る場合の差分の人数について適用する単価は、教職員割単価の80パーセントの割合で計算した額とする。
- 5 平成13年度の第6 2(1)ウの基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に0.7を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則 (14生文私振第486号)

- 1 この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。
- 2 平成14年度の第6 1(1)及び2(1)の方法により算出した当該学校の一般補助の額を当該学校の生徒数で除して得た額が、学種毎の一般補助総額を学種毎の生徒総数で除

して得た額の3.0倍を上回った場合には、当該学校の一般補助の額を調整する。

- 3 平成14年度の第6 1 (1)イの工業に関する学科に係る学級割単価及び生徒割単価については、2.15の補正とする。
- 4 平成14年度の第6 1 (1)ウ(ア)の本務教職員数が補助対象教職員数を下回る場合の差分の人数について適用する単価は、教職員割単価の70パーセントの割合で計算した額とする。
- 5 平成14年度の第6 2 (1)ウの基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に0.5を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則 (15生文私振第505号)

- 1 この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。
- 2 平成15年度の第6 1 (1)及び2 (1)の方法により算出した当該学校の一般補助の額を当該学校の生徒数で除して得た額が、学種毎の一般補助総額を学種毎の生徒総数で除して得た額の4.0倍を上回った場合には、当該学校の一般補助の額を調整する。
- 3 平成15年度の第6 1 (1)ウ(ア)の本務教職員数が補助対象教職員数を下回る場合の差分の人数について適用する単価は、教職員割単価の60パーセントの割合で計算した額とする。
- 4 平成15年度の第6 2 (1)ウの基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に0.25を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則 (16生文私振第443号)

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則 (17生文私振第579号)

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則 (18生文私振第586号)

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則 (19生文私振第454号)

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則 (20生文私振第604号)

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則 (21生文私振第681号)

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則 (22生私振第160号)

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則 （２３生私振第７２８号）

この要綱は、平成２３年度の補助金から適用する。

附 則 （２４生私振第１４９７号）

この要綱は、平成２４年度の補助金から適用する。

附 則 （２５生私振第６６９号）

この要綱は、平成２５年度の補助金から適用する。

附 則 （２７生私振第５４３号）

この要綱は、平成２７年度の補助金から適用する。

附 則 （２８生私振第６９４号）

この要綱は、平成２８年度の補助金から適用する。

附 則 （２９生私振第７８３号）

この要綱は、平成２９年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 6 関係)

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の授業料の合計額	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	15
	各学年の学生生徒等納付金の合計額 (授業料を除く。)	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	10
	各学年の学生生徒等納付金の合計額	3 年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった学校に対して配点する。 ただし、上記 2 項目について配点の無い学校を除く。	5
教育条件	評価対象教員 1 人当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
	学則定員に対する実員の割合		基準以上に定員を超える学校に対して配点する。	10
	1 学級当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
財務状況	前年度における事業活動収入に対する事業活動収入と事業活動支出の差額の割合。ただし、事業活動収入には都の経常費補助金収入を含まない。		基準より割合が大きい学校に対して配点する。	5
	前年度における学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい学校に対して配点する。	5

評価対象教員は、補助対象教員のうち、週 5 日（定時制にあつては 4 日）以上勤務している教員とする。

別表2 (第6関係)

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の保育料の合計額	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	15
	各学年の幼児等納付金の合計額 (保育料を除く。)	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	10
	各学年の幼児等納付金の合計額	3年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった幼稚園に対して配点する。 ただし、上記2項目について配点の無い幼稚園を除く。	5
教育条件	評価対象教員1人当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して配点する。	5
	園則定員に対する実員の割合		基準以上に定員を超える幼稚園に対して配点する。	10
	1学級当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して一律に配点する。	10
財務状況	前年度における事業活動収入に対する事業活動収入と事業活動支出の差額の割合。ただし、事業活動収入には都の経常費補助金収入を含まない		基準より割合が大きい幼稚園に対して配点する	5
	前年度における幼児等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい幼稚園に対して配点する。	5

評価対象教員は、補助対象教員のうち、週5日以上勤務している教員とする。